

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1961号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>（夜間特殊業務手当）</p> <p>第36条 条例第53条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>警務部情報技術企画課照会センター</u>に勤務する職員とする。</p> <p>（併給禁止）</p> <p>第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>中央児童相談所、<u>長岡児童相談所</u>、<u>上越児童相談所</u>又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td>社会福祉業務手当</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table> <p>2 （略）</p>	（略）		中央児童相談所、 <u>長岡児童相談所</u> 、 <u>上越児童相談所</u> 又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当	（略）		<p>（夜間特殊業務手当）</p> <p>第36条 条例第53条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>警務部情報管理課照会センター</u>に勤務する職員とする。</p> <p>（併給禁止）</p> <p>第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td>社会福祉業務手当</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table> <p>2 （略）</p>	（略）		中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当	（略）	
（略）													
中央児童相談所、 <u>長岡児童相談所</u> 、 <u>上越児童相談所</u> 又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当												
（略）													
（略）													
中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当												
（略）													

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。